

見 積 書

様

種 別	中古車				
車 名	ダッジ・マグナム		グレード	SE 2.7 V6	
管理No.			型 式		
装備品	キーレスエントリー, 16" TV, エアコン, AWC, PW, PS		ドア	CC	ミツシヨ
			5	2,700	AT
			ボディカラー		1台
			ホワイト		
中古車の場合	登録番号		車検満了日		
	車台番号		走行距離		年 式

申 込 日		注文書番号	4417		
支 払 方 法		納車予定日			
買主（注文者）	フリガナ				性 別
	氏 名				生 年 月 日
	住 所				
	電 話				職業・勤務先

※「注文者」と異なる場合に記入。

車 輛 販 売 価 格	車 輛 本 体	車 輛 本 体 価 格	980,000	72,592	消費税
		お値引き	▲8,540		
		合計額	971,460		
		販売店オプション			
諸 費 用		メーカーオプション			
		加裝・加修・その他			
		計	971,460	A	
	税 金 等	自動車税	ヶ月		
諸 費 用		自動車重量税			
		自賠責保険料	ヶ月		
		自動車取得税			
		任意保険料			
諸 費 用		小 計（非課税）			
	販 売 諸 費 用	手続代行費用	検査・登録手続	37,800	
			車庫証明手続		
			下取車諸手続		
諸 費 用		名義変更の時	自動車税	未経過相当額	
			自賠責保険料		
		納車費用			
		納車準備費用			
諸 費 用		保証継承料			
		車検・点検費用		37,800	
		車検手続代行費用			
		書類作成		16,200	
諸 費 用		基本整備		108,000	
		ETCセットアップ		2,700	
		小 計	202,500	15,000	⑤
諸 費 用	そ の 他	預り法定費用	検査・登録費用	3,800	
			車庫証明費用		
			下取車諸費用		
		リサイクル料金		22,240	
諸 費 用		自家用協会費			
		小 計（非課税）	26,040		
		諸 費 用 計	228,540	B	
		消 費 税 計	86,960	①+②+③+④+⑤	
現金販売価格			1,200,000	C	A+B

※ 販売店オプションには付属品も含まれます。

販 売 店 ・ メ ー カ ー オ プ シ ヨ ン ・ 加 装 ・ 加 修	品 名		金 額
支 払 条 件 ①	下 取 車	下取車価格	
		消費税（課税事業者の場合）	
		未払自動車税△	
		下取車残債△	
支 払 条 件 ②	下 取 充 当 金		D
	下取後支払総額	1,200,000	E C-D
	現 金（申込金を含む）		F
			G
割 賦 金	割 賦 元 金		E-F-G
	割 賦 手 数 料		
	計		

※※ 品名は、品目が、指定された項目を超えた場合、金額は合計されます。

お客様総支払額	1,200,000
---------	-----------

登 名 義 人	氏 名					
	住 所					
	車名・年式	型 式				
	車台番号	登録番号				
	車検満了日	自賠責	未経過分	を含みます		
走行距離	自動車税					
下 取 車 の 明 細	車体色					
	査定書No	残債積算方法				
	初 回			支払期間		
	2回目以降					
割 賦 金 細 目	ボーナス時			支払回数(月数)		
	提携金融機関	クレジット承認No				
	特 記 事 項	保証の有・無				
定期点検実施状況						
修復歴						

お問い合わせ先	有限会社UG アーバンガレージ 〒567-0865 大阪府茨木市横江1丁目15-52 ☎ 072-638-5579 fax 072-638-5828
振込先	担当 富田幸一
振込先	振込先名 有限会社UG（ユージー） 銀行名 関西アーバン銀行 支店名 南茨木支店 口座 普通 口座番号 332623
備考	

この注文書及び別途所定の契約書（割賦販売の場合）記載の約款は、売買の条件を記載したものですから、これらの条項をよくお読み頂き、充分ご納得の上、ご署名（記入、捺印）してください。
現金・後払い販売で別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
訪問販売の場合であっても、自動車にはクーリングオフの適用はありません。
個人情報の取り扱いについては別紙をご覧ください。
・自動車取得税は、車庫証明のほか、販売店オプション及びメーカーオプションにも課税される場合があります。
・ローンの場合の各項目は、次のように読み替えます。
割賦元金→所要資金／割賦手数料→融資手数料／割賦金→融資額／割賦金の明細→分割返済金の明細／支払→返済
・手続代行費用には書類作成料はふくまれておりません。

特 約 条 項

この特約条項は、売主（販売者）（以下「甲」という。）及び買主（注文者）（以下「乙」という。）間の自動車売買契約書であって、代金を、2ヶ月以上にわたり3回以上に分割して支払う場合（以下「割賦販売」という。）にも、割賦販売でない場合にも、共通に適用されます。以下、表記記載および本特約条項に基づく甲乙間の売買契約を「本契約」といいます。

【個人情報の取り扱いについて】

- 甲は、本文文書（売買契約書）、注文書及び作業指示書に記載の乙、登録名義人及び連帯保証人の住所、氏名及び登録番号等の各個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、甲の自動車関連事業における下記の利用目的のために使用します。
- （１） 車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険等における顧客管理
 - （２） 車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険満期のご案内等（郵便、電話、電子メール等の方法による）の提供
 - （３） 商品及びサービス並びに各種イベント、展示会、キャンペーン等の開催についてのご案内（郵便、電話、電子メールなどの方法による）の提供
 - （４） 商品開発及びサービス向上等のための各種アンケートの実施
 - （５） その他上記に付随、関連する業務を遂行する目的

第1条（申込金）

乙は、甲に対し、注文と同時に所定の申込金を支払うものとします。申込金は契約成立後、代金の一部に充当され、契約が成立しなかった場合は、第2条に従い返還されます。申込金は手付ではないものとします。

第2条（注文の拒絶）

甲が注文に応じられない場合、甲は乙に速やかに通知し、乙はこれに対し一切異議を述べないものとします。この場合、注文書原本及び申込金は乙に返還されます。

第3条（注文の撤回）

乙が注文を撤回したことに伴い、甲に損害が生じた場合、乙はこれを賠償し、又は、甲は申込金と対等額で相殺することができるものとします。

第4条（代金等の支払い）

- 1. 乙は、付帯費用を自動車の登録日までに、自動車代金等（現金価格合計・割賦手数料及び消費税合計）のうち、頭金を契約成立日までに、残代金を自動車と引き換えに甲に対し現金で支払います。
但し、甲の承諾なくしては、乙は自動車代金等の支払いについて、後払いまたは割賦払いの方法により又は手形小切手により支払うことができます。この場合の支払い条件及び賦払金明細は表記のとおりとします。
- 2. 乙は、自動車と引き換えに、賦払金の支払いのための手形または銀行口座引落手続の書類等を甲に交付します。
- 3. 下取自動車がある場合、下取自動車は、甲が査定する金額（以下「下取価格」という）をもって自動車代金の支払の一部に充当するため、代物弁済として甲に引き渡します。乙は、下取自動車について、第三者のための質権、賃借権その他の担保権若しくは利用権がなく、かつ、下取自動車につき差押又は公租公課の滞納等の一切の債務（以下「債務等」という。）がないことを保証し、債務等があるときは、すべて乙の責任において処理し、甲に一切の負担をかけないものとします。下取自動車について甲が査定した後甲に引き渡すまでの間に、査定額を左右するような状態の変化があった場合は、甲が再査定した価格をもって、下取価格とします。
- 4. 下取自動車の自賠責保険の未經過保険料については、1ヶ月分の解約保険料に、未經過満月数から2を引いた数を乗じた額（1000円未満四捨五入する。）を返戻金とし、返戻金相当額を下取価格に含めるものとします。
- 5. 下取自動車の納付済自動車税の期日未經過分については、甲に対する現物の引き渡し及び名義変更手続完了の翌月分から、月割で乙に返金するものとします。
- 6. 乙は、下取自動車及び下取自動車の権利移転に必要な書類を、購入した自動車の引渡日までに甲に引渡します。下取自動車の引渡に必要な費用は、乙の負担とします。

第5条（瑕疵担保責任・保証）

- 1. 自動車中古自動車である場合、価格ステッカー、車輛状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用履歴（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。
- 2. 前項に拘わらず、乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了する前に甲に告知するものとし、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。
- 3. 前二項に拘わらず、甲が保証書を発行した場合は、甲はこれに従って保証するものとします。

第6条（所有権移転の時期）

- 1. 甲は、乙が本契約上の全ての債務を完済するまで、自動車の所有権を留保することができ、自動車の所有権は、乙が本契約上の債務を完済したときに移転するものとします。
- 2. 乙が自動車代金等を完済する前に、甲の書面による承諾を得て、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとし、甲の請求があった場合は、乙は、乙の費用負担で、直ちに、甲に対する所有権移転登録をするものとします。
- 3. 乙が自己以外の者を使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしても乙は異議ないものとします。

第7条（自動車の引渡時期）

甲は、表記記載の納車予定日までに、乙の自動車代金等の支払いと引き換えに自動車を乙に引き渡します。

第8条（自動車の使用保管）

乙が本契約上の債務を完済するまでは、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用し、甲の事前の書面による承諾がなければ下記の行為をしてはなりません。

- （1） 自動車に付加されている物品の除去その他原状の変更。
- （2） 自動車に関し第三者のために質権その他担保権若しくは利用権を設定し、または、第三者に譲渡すること。
- （3） 自動車の保管場所の変更。
- （4） 前三号の他、自動車についての甲の権利に影響を及ぼす行為。

第9条（自動車の現状確認）

甲は、必要があると認めたときは、いつでも自動車の現状を確認することができ、乙は、この確認に協力するものとします。

第10条（自動車修理費等の費用負担）

自動車の修理費、公租公課、その他一切の費用は乙の負担とし、甲が立替えたときは、乙は甲に対し直ちにこれを支払わなければなりません。

第11条（継続検査に要する自動車税納税証明）

乙が、自動車の所有権取得前に継続検査を申請するため、自動車税の納税証明書の交付を申請する場合、乙は、あらかじめ文書による甲の

承諾を受けなければなりません。

第12条（損害保険契約締結）

乙は、債務を完済するまで、自動車について、甲が承諾する損害保険に加入するものとします。保険事故が発生した場合、甲は保険会社から保険金を受領し、弁済期限如何に拘らず、これを甲に対する乙の債務の弁済に充当することができるものとします。

第13条（期限の利益喪失）

- 1. 乙において、下記各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は自動車代金等の期限の利益を失い、甲に対し、残存債務並びに遅延損害金を直ちに支払わねばならず、かつ、甲に自動車を引渡さなければならないものとします。
 - （1） 乙が本契約に定める支払を怠り、相当の期間を定めた書面による甲の催告に拘らずその支払いをしないとき。ただし、自動車の購入が乙にとって銀行為である場合は、賦払金の支払いを1回でも怠ったとき。
 - （2） 支払停止となり、公租公課の滞納による差押を受け、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立を受けたとき。
 - （3） 破産、民事再生、会社更生、または会社整理手続の申立があり、または、清算するとき。
 - （4） 監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止し、若しくは廃止したとき。
 - （5） 逃亡、失踪、または刑事上の訴追（信用に関しないものは除く）、禁治産若しくは準禁治産宣言を受けたとき。
 - （6） 自動車につき、著しい破損、滅失、盗難、紛失等の事故が生じ、または、第三者が甲に優先する権利を取得したとき。（但し、甲が認める代担保を提供した場合は除く。）
 - （7） 本契約以外の甲に対する金銭債務を甲の催告期限内に支払わないとき。
 - （8） 保証人につき本項第2号乃至第5号のいずれかの事由が生じ、かつ、甲が認める代担保を乙が提供しないとき。
 - （9） その他本契約の条項に違反したとき。
- 2. 甲は、前項により乙から引渡を受けた自動車を第18条による評価額をもって乙の甲に対する残債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、自動車の回収及びこれを処分するまでの間の保管に要した費用は乙の負担とします。

第14条（遅延損害金）

乙が債務の支払いを怠ったときは、甲に対し、支払期日から完済まで、年15%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第15条（甲による本契約の解除）

第13条第1項各号の一に該当する事由があるときは、甲は催告しなくても本契約を解除することができます。契約が解除されたときは、乙は甲に対し、直ちに表記自動車残代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払わなければなりません。自動車が返還された場合は、第18条に従い算出される評価額相当額から自動車の回収費用を除いた額は、この損害賠償に充当されるものとします。

第16条（乙による本契約の解除）

乙は、見本、カタログ等によって購入の申込をした場合、引渡された自動車がそれと相違し、その補修、取替が不可能なときは、引渡が終了するまでは、甲に対する書面による通知の上契約を解除することができるものとし、解除した場合は甲に対し遅滞なく自動車を引渡すものとします。

第17条（付加物件の引取）

第13条第1項により甲が乙より自動車の引渡しを受ける場合に自動車に付加された又は残置された物件がある場合は、乙はかかる物件に対する所有権を放棄したものとみなし、甲は任意に、乙の費用負担で、これを処分できるものとします。

第18条（引渡自動車の査定・評価）

第13条第1項により乙が甲に引渡した自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定、その他公正な機関により評価するものとし、評価費用は乙の負担とします。

第19条（変更事項の通知）

- 1. 乙または保証人がその住所、氏名、商号、若しくは営業の目的を変更し、または自動車の登録事項若しくは保管場所に変更があったときは、乙または保証人は甲に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
- 2. 甲は表記の住所、氏名（又は前項による変更後の住所及び氏名）宛に乙に対して発送した郵便物は、通常到達する時期に到達したものとみなします。

第20条（保証人の連帯保証等）

- 1. 保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して、かつ、保証人相互の間においても連帯して債務を履行するものとします。
- 2. 担保の有無、増減、変更その他担保物件の瑕疵、共同保証人の1人に対する債務の免除があった場合でも、保証人は、これに基づく免責の主張、損害賠償の請求は一切しないものとします。
- 3. 保証人が乙に代わり乙の債務を弁済した場合にも、遅滞なく甲に対し書面による申し出をしない限り、甲は乙に対し自動車の所有権移転登録をすることができるものとします。

第21条（公正証書の作成）

乙及び保証人は、甲が要求したときは乙又は保証人の負担により、金銭債務不履行のときは直ちに強制執行を受けても異議ない旨の強制執行諾諾文言を付した公正証書を作成することを承諾します。

第22条（信用情報機関への登録と利用の同意）

乙及び保証人は、本文注に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、甲の加盟する信用情報機関に7年を越えない期間登録されること、並びに当該機関及び当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、乙及び保証人の支払い能力に関する調査のため当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。

第23条（義務履行地及び管轄裁判所の合意）

本契約に関する乙の債務の履行地は、甲の本店・支店または営業所とし、本契約に関連する紛争は、乙が自動車を購入した甲の本店・支店・営業所の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄に服することに合意します。

以上

「連帯保証人署名欄」

私は、表記記載および本特約条項を確認の上、本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を連帯して保証することおよび本契約上の保証人に関する規定を遵守することを約し、ここに署名致します。

（連帯保証人）	
住所	名称
	印

様

見 積 書

種 別	中古車				
車 名	ダッジ・マグナム		グレード	SE 2.7 V6	
装備品	キーレスエントリー, 北*, TV, エア* ック, AW, PW, PS		ドア	CC	ミツシヨ
			5	2,700	AT
			ボディカラー		1台
			ホワイト		
中古車の場合	登録番号		車検満了日		
	車台番号		走行距離	年 式	

注文書番号		4417	
申込日		納車予定日	
支払方法		納車予定場所	
買主（注文者）	フリガナ	性別	男 女
	氏 名	生 年 月 日	T S H 年 月 日
	住 所	〒	
	電 話	- -	職業・勤務先

※「注文者」と異なる場合に記入。

車 輛 販 売 価 格	車 輛 本 体 価 格		980,000	72,592	消費税	
	お 値 引 き		▲ 8,540			
	合 計 額		971,460			
	販売店オプション					
	メーカーオプション					
	加装・加修・その他					
	計		971,460	A		
諸 費 用	税 金 等	自動車税		ヶ月		
		自動車重量税				
		自賠責保険料		ヶ月		
		自動車取得税				
		任意保険料				
		小 計（非課税）				
	販 売 諸 費 用	手続 代行 費用	検査・登録手続		37,800	
			車庫証明手続			
			下取車諸手続			
		名義変更 の 時	自動車税	未経過		
			自賠責保険料	相当額		
		納車費用				
		納車準備費用				
		保証継承料				
		車検・点検費用		37,800		
		車検手続代行費用				
		書類作成		16,200		
		基本整備		108,000		
		ETCセットアップ		2,700		
		小 計		202,500	15,000	⑤
そ の 他		預り 法定 費用	検査・登録費用		3,800	
	車庫証明費用					
	下取車諸費用					
	リサイクル料金		22,240			
	自家用協会費					
	小 計（非課税）		26,040			
諸 費 用 計		228,540	B			
消 費 税 計		86,960	①+②+③+④+⑤			
現金販売価格		1,200,000	C	A+B		

※ 販売店オプションには付属品も含まれます。

販売店
メーカーオプション・加装・加修
支払条件①
支払条件②

販売店・メーカーオプション・加裝・加修	品 名	金 額
支払条件①	下取車価格	
	消費税（課税事業者の場合）	
	未払自動車税△	
	下取車残債△	
	下 取 充 当 金	D
支払条件②	下取後支払総額	1,200,000
	現 金 （申込金を含む）	E C-D
		F
		G
	割 賦 金	E-F-G
	割 賦 元 金	
	割 賦 手 数 料	
	計	

お客様総支払額	1,200,000
---------	-----------

※※ 品目は、指定された項目を超えた場合、金額は合計されます。

登録人	氏 名				
	住 所				
	車名・年式	型 式			
	車台番号	登録番号			
下取車の明細	車検満了日	自賠責	未経過分		
	走行距離	自動車税		を含みます	
	車体色				
	査定書No	残債積算方法			
割賦の明細	初 回		支払期間		
	2回目以降		支払回数(月数)		
	ボーナス時				
	提携金融機関	クレジット承認No			
特記事項	保証の有・無				
	定期点検実施状況				
	修復歴				

お問い合わせ先	有限会社UG アーバンガレージ 〒567-0865 大阪府茨木市横江1丁目15-52 ☎ 072-638-5579 fax 072-638-5828
	担当 富田幸一
振込先	振込先名 有限会社UG（ユージー） 銀行名 関西アーバン銀行 支店名 南茨木支店 口座 普通 口座番号 332623
備考	

この注文書及び別途所定の契約書（割賦販売の場合）記載の約款は、売買の条件を記載したものですから、これらの条項をよくお読み頂き、充分ご納得の上、ご署名（記入、捺印）してください。
現金・後払い販売で別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
訪問販売の場合であっても、自動車にはクーリングオフの適用はありません。
個人情報の取り扱いについては別紙をご覧ください。
・自動車取得税は、車庫本体のほか、販売店オプション及びメーカーオプションにも課税される場合があります。
・ローンの場合の各項目は、次のように読み替えます。
割賦元金→所要資金／割賦手数料→融資手数料／割賦金→融資額／割賦金の明細→分割返済金の明細／支払→返済
・手続代行費用には書類作成料はふくまれておりません。

特 約 条 項

この特約条項は、売主（販売者）（以下「甲」という。）及び買主（注文者）（以下「乙」という。）間の自動車売買契約書であって、代金を、2ヶ月以上にわたり3回以上に分割して支払う場合（以下「割賦販売」という。）にも、割賦販売でない場合にも、共通に適用されます。以下、表記記載および本特約条項に基づく甲乙間の売買契約を「本契約」といいます。

【個人情報の取り扱いについて】

- 甲は、本文文書（売買契約書）、注文書及び作業指示書に記載の乙、登録名義人及び連帯保証人の住所、氏名及び登録番号等の各個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、甲の自動車関連事業における下記の利用目的のために使用します。
- (1) 車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険等における顧客管理
 - (2) 車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険満期のご案内等（郵便、電話、電子メール等の方法による）の提供
 - (3) 商品及びサービス並びに各種イベント、展示会、キャンペーン等の開催についてのご案内（郵便、電話、電子メールなどの方法による）の提供
 - (4) 商品開発及びサービス向上等のための各種アンケートの実施
 - (5) その他上記に付随、関連する業務を遂行する目的

- 第1条（申込金）
- 乙は、甲に対し、注文と同時に所定の申込金を支払うものとします。申込金は契約成立後、代金の一部に充当され、契約が成立しなかった場合は、第2条に従い返還されます。申込金は手付ではないものとします。
- 第2条（注文の拒絶）
- 甲が注文に応じられない場合、甲は乙に速やかに通知し、乙はこれに対し一切異議を述べないものとします。この場合、注文書原本及び申込金は乙に返還されます。
- 第3条（注文の撤回）
- 乙が注文を撤回したことに伴い、甲に損害が生じた場合、乙はこれを賠償し、又は、甲は申込金と対等額で相殺することができるものとします。

- 第4条（代金等の支払い）
- 1. 乙は、付帯費用を自動車の登録日までに、自動車代金等（現金価格合計・割賦手数料及び消費税合計）のうち、頭金を契約成立日までに、残代金を自動車と引き換えに甲に対し現金で支払います。
 - 但し、甲の承諾なくしては、乙は自動車代金等の支払いについて、後払いまたは割賦払いの方法により又は手形小切手により支払うことができます。この場合の支払い条件及び賦払金明細は表記のとおりとします。
 - 2. 乙は、自動車と引き換えに、賦払金の支払いのための手形または銀行口座引落手続の書類等を甲に交付します。
 - 3. 下取自動車がある場合、下取自動車は、甲が査定する金額（以下「下取価格」という）をもって自動車代金の支払の一部に充当するため、代物弁済として甲に引き渡します。乙は、下取自動車について、第三者のための質権、賃借権その他の担保権若しくは利用権がなく、かつ、下取自動車につき差押又は公租公課の滞納等の一切の債務（以下「債務等」という。）がないことを保証し、債務等があるときは、すべて乙の責任において処理し、甲に一切の負担をかけないものとします。下取自動車について甲が査定した後甲に引き渡すまでの間に、査定額を左右するような状態の変化があった場合は、甲が再査定した価格をもって、下取価格とします。
 - 4. 下取自動車の自賠責保険の未経過保険料については、1ヶ月分の解約保険料に、未経過満月数から2を引いた数を乗じた額（1000円未満四捨五入する。）を返戻金とし、返戻金相当額を下取価格に含めるものとします。
 - 5. 下取自動車の納付済自動車税の期日未経過分については、甲に対する現物の引き渡し及び名義変更手続完了の翌月分から、月割で乙に返金するものとします。
 - 6. 乙は、下取自動車及び下取自動車の権利移転に必要な書類を、購入した自動車の引渡日までに甲に引渡します。下取自動車の引渡に必要な費用は、乙の負担とします。

- 第5条（瑕疵担保責任・保証）
- 1. 自動車が中古自動車である場合、価格ステッカー、車輛状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用経歴（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。
 - 2. 前項に拘わらず、乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了する前に甲に告知するものとし、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。
 - 3. 前二項に拘わらず、甲が保証書を発行した場合は、甲はこれに従って保証するものとします。

- 第6条（所有権移転の時期）
- 1. 甲は、乙が本契約上の全ての債務を完済するまで、自動車の所有権を留保することができ、自動車の所有権は、乙が本契約上の債務を完済したときに移転するものとします。
 - 2. 乙が自動車代金等を完済する前に、甲の書面による承諾を得て、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとし、甲の請求があった場合は、乙は、乙の費用負担で、直ちに、甲に対する所有権移転登録をするものとします。
 - 3. 乙が自己以外の者を使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしても乙は異議ないものとします。

- 第7条（自動車の引渡時期）
- 甲は、表記記載の納車予定日までに、乙の自動車代金等の支払いと引き換えに自動車を乙に引き渡します。

- 第8条（自動車の使用保管）
- 乙が本契約上の債務を完済するまでは、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用し、甲の事前の書面による承諾がなければ下記の行為をしてはなりません。
- (1) 自動車に付加されている物品の除去その他原状の変更。
 - (2) 自動車に関し第三者のために質権その他担保権若しくは利用権を設定し、または、第三者に譲渡すること。
 - (3) 自動車の保管場所の変更。
 - (4) 前三号の他、自動車についての甲の権利に影響を及ぼす行為。

- 第9条（自動車の現状確認）
- 甲は、必要があると認めたときは、いつでも自動車の現状を確認することができ、乙は、この確認に協力するものとします。
- 第10条（自動車修理費等の費用負担）
- 自動車の修理費、公租公課、その他一切の費用は乙の負担とし、甲が立替えたときは、乙は甲に対し直ちにこれを支払わなければなりません。

- 第11条（継続検査に要する自動車税納税証明）
- 乙が、自動車の所有権取得前に継続検査を申請するため、自動車税の納税証明書の交付を申請する場合、乙は、あらかじめ文書による甲の

- 承諾を受けなければなりません。
- 第12条（損害保険契約締結）
- 乙は、債務を完済するまで、自動車について、甲が承諾する損害保険に加入するものとします。保険事故が発生した場合、甲は保険会社から保険金を受領し、弁済期限如何に拘らず、これを甲に対する乙の債務の弁済に充当することができるものとします。
- 第13条（期限の利益喪失）
- 1. 乙において、下記各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は自動車代金等の期限の利益を失い、甲に対し、残存債務並びに遅延損害金を直ちに支払わねばならず、かつ、甲に自動車を引渡さなければならないものとします。
 - (1) 乙が本契約に定める支払を怠り、相当の期間を定めた書面による甲の催告に拘らずその支払いをしないとき。ただし、自動車の購入が乙にとって銀行為である場合は、賦払金の支払いを1回でも怠ったとき。
 - (2) 支払停止となり、公租公課の滞納による差押を受け、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、または会社整理手続の申立があり、または、清算するとき。
 - (4) 監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止し、若しくは廃止したとき。
 - (5) 逃亡、失踪、または刑事上の訴追（信用に関しないものは除く）、禁治産若しくは準禁治産宣言を受けたとき。
 - (6) 自動車につき、著しい破損、滅失、盗難、紛失等の事故が生じ、または、第三者が甲に優先する権利を取得したとき。（但し、甲が認める代担保を提供した場合は除く。）
 - (7) 本契約以外の甲に対する金銭債務を甲の催告期限内に支払わないとき。
 - (8) 保証人につき本項第2号乃至第5号のいずれかの事由が生じ、かつ、甲が認める代担保を乙が提供しないとき。
 - (9) その他本契約の条項に違反したとき。
 - 2. 甲は、前項により乙から引渡を受けた自動車を第18条による評価額をもって乙の甲に対する残債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、自動車の回収及びこれを処分するまでの間の保管に要した費用は乙の負担とします。

- 第14条（遅延損害金）
- 乙が債務の支払いを怠ったときは、甲に対し、支払期日から完済まで、年15%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 第15条（甲による本契約の解除）
- 第13条第1項各号の一に該当する事由があるときは、甲は催告しなくても本契約を解除することができます。契約が解除されたときは、乙は甲に対し、直ちに表記自動車残代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払わなければなりません。自動車が返還された場合は、第18条に従い算出される評価額相当額から自動車の回収費用を除いた額は、この損害賠償に充当されるものとします。

- 第16条（乙による本契約の解除）
- 乙は、見本、カタログ等によって購入の申込をした場合、引渡された自動車がそれと相違し、その補修、取替が不可能なときは、引渡が終了するまでは、甲に対する書面による通知の上契約を解除することができるものとし、解除した場合は甲に対し遅滞なく自動車を引渡すものとします（付加物件の引取）
- 第13条第1項により甲が乙より自動車の引渡しを受ける場合に自動車に付加された又は残置された物件がある場合は、乙はかかる物件に対する所有権を放棄したものとみなし、甲は任意に、乙の費用負担で、これを処分できるものとします。
- 第18条（引渡自動車の査定・評価）
- 第13条第1項により乙が甲に引渡した自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定、その他公正な機関により評価するものとし、評価費用は乙の負担とします。

- 第19条（変更事項の通知）
- 1. 乙または保証人がその住所、氏名、商号、若しくは営業の目的を変更し、または自動車の登録事項若しくは保管場所に変更があったときは、乙または保証人は甲に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
 - 2. 甲は表記の住所、氏名（又は前項による変更後の住所及び氏名）宛に乙に対して発送した郵便物は、通常到達する時期に到達したものとみなします。

- 第20条（保証人の連帯保証等）
1. 保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して、かつ、保証人相互の間においても連帯して債務を履行するものとします。
2. 担保の有無、増減、変更その他担保物件の瑕疵、共同保証人の1人に対する債務の免除があった場合でも、保証人は、これに基づく免責の主張、損害賠償の請求は一切しないものとします。
3. 保証人が乙に代わり乙の債務を弁済した場合にも、遅滞なく甲に対し書面による申し出をしない限り、甲は乙に対し自動車の所有権移転登録をすることができるものとします。

- 第21条（公正証書の作成）
- 乙及び保証人は、甲が要求したときは乙又は保証人の負担により、金銭債務不履行のときは直ちに強制執行を受けても異議ない旨の強制執行諾諾文言を付した公正証書を作成することを承諾します。
- 第22条（信用情報機関への登録と利用の同意）
- 乙及び保証人は、本文注に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、甲の加盟する信用情報機関に7年を越えない期間登録されること、並びに当該機関及び当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、乙及び保証人の支払い能力に関する調査のため当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。
- 第23条（義務履行地及び管轄裁判所の合意）
- 本契約に関する乙の債務の履行地は、甲の本店・支店または営業所とし、本契約に関連する紛争は、乙が自動車を購入した甲の本店・支店・営業所の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄に服することに合意します。

以上	
~~~~~	
[連帯保証人署名欄]	
私は、表記記載および本特約条項を確認の上、本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を連帯して保証することおよび本契約上の保証人に関する規定を遵守することを約し、ここに署名致します。	
(連帯保証人)	
住所	名称
印	